

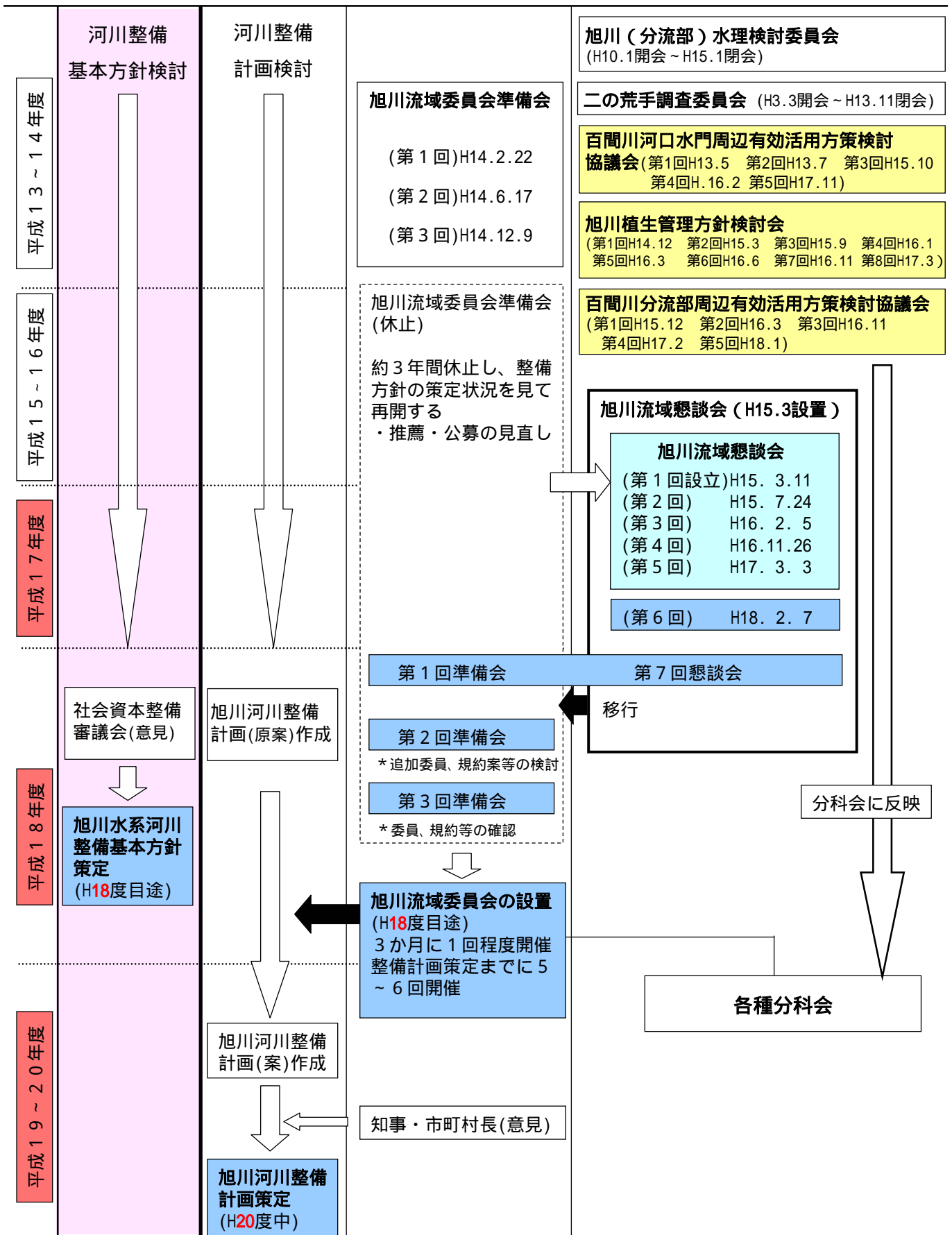
【資料 - 4】平成18年度以降の活動について

- 1．旭川流域委員会及び準備会のスケジュール . . . 61

- 2．流域委員会等の設置の背景と検討内容について
 - (1) 河川法の改正、新たな計画制度の概要 . . . 62
 - (2) 「河川整備基本方針」及び
「河川整備計画」の策定状況 . . . 63
 - (3) 「河川整備基本方針」のイメージ . . . 65
 - (4) 「河川整備計画」のイメージ . . . 69

1. 旭川流域委員会及び準備会のスケジュール

(H18.1見直し)



2. 流域委員会等の設置の背景と検討内容について

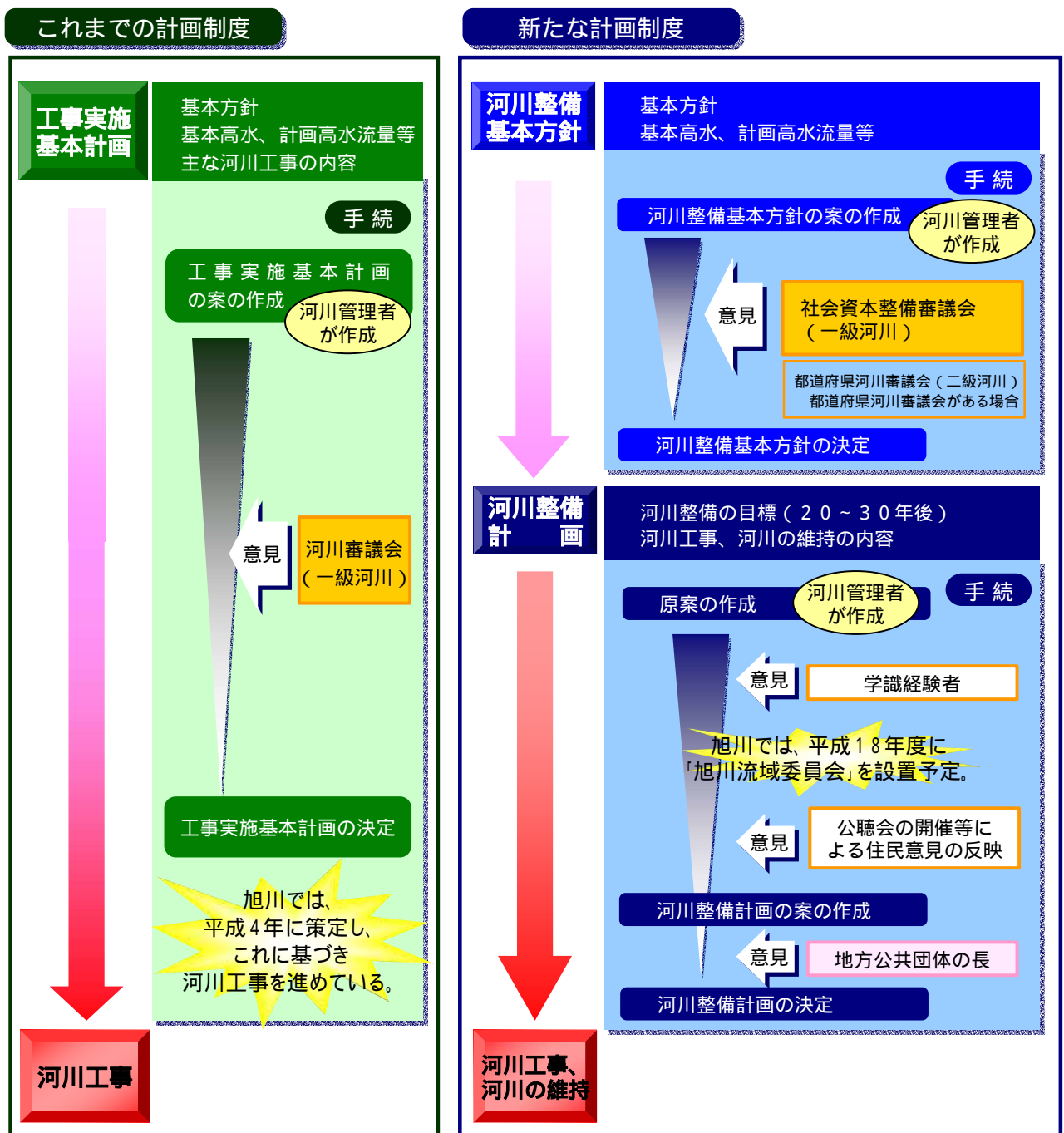
(1) 河川法の改正、新たな計画制度の概要

<平成9年の河川法改定のポイント>

河川管理の目的として、「治水」、「利水」に加え、「河川環境」（水質、景観、生態系等）の整備と保全を追加。

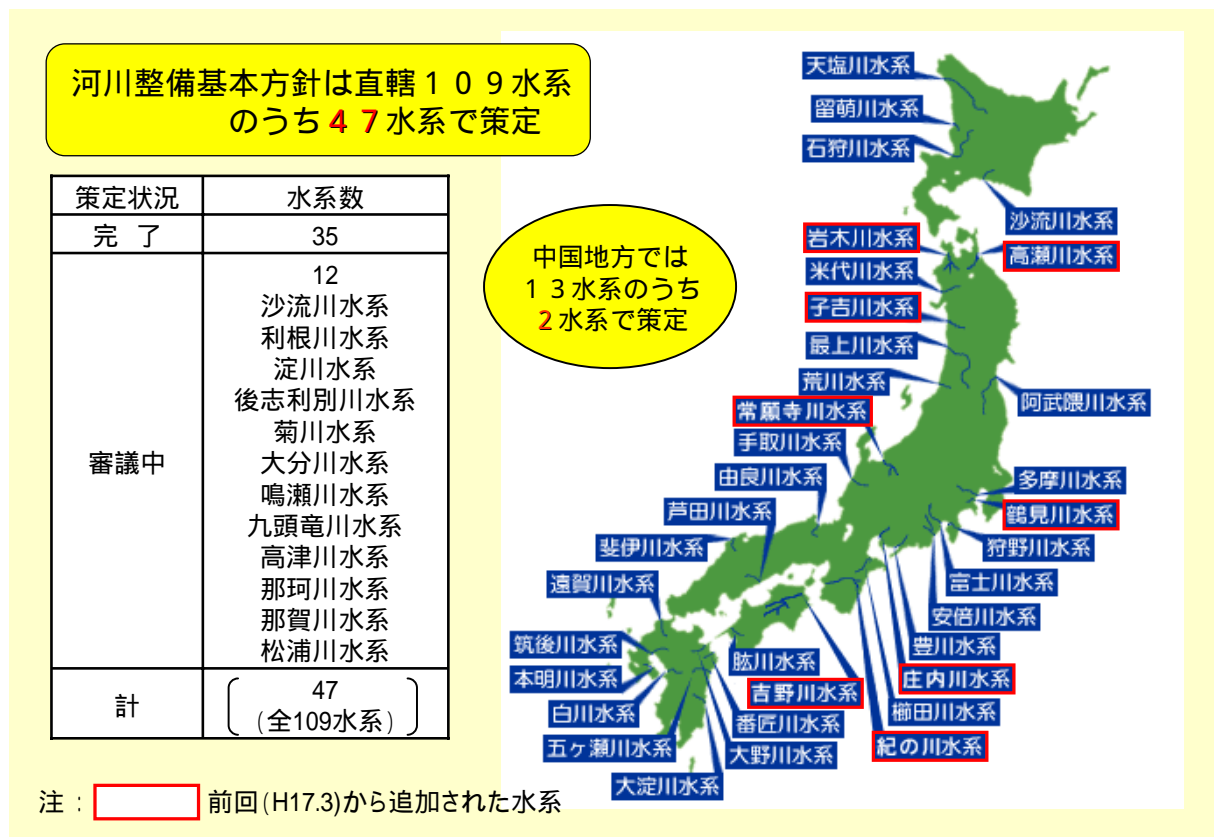
従来の工事实施基本計画に代わり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）の2つに区分。

河川整備計画については、学識経験者、地域住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きを導入。



(2) 「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」の策定状況

「河川整備基本方針」(一級水系)の策定状況：H18.1.31現在



「河川整備計画」(一級【大臣管理区間】)の策定状況：H18.1.31現在



「河川整備基本方針検討小委員会」での審議状況：H18.1.31現在

河川整備検討小委員会	備考
第一回河川整備基本方針検討小委員会(平成13年11月27日)	<米代川、荒川(北陸)、斐伊川>
第二回河川整備基本方針検討小委員会(平成13年12月19日)	<米代川、荒川(北陸)、斐伊川>
第三回河川整備基本方針検討小委員会(平成14年10月17日)	<天塩川、富士川、大淀川>
第四回河川整備基本方針検討小委員会(平成14年11月15日)	<天塩川、富士川、大淀川>
第五回河川整備基本方針検討小委員会(平成15年6月23日)	<手取川、櫛田川、肱川、筑後川>
第六回河川整備基本方針検討小委員会(平成15年7月18日)	<手取川、櫛田川、肱川、筑後川>
第七回河川整備基本方針検討小委員会(平成15年11月5日)	<阿武隈川水系、五ヶ瀬川水系、番匠川水系>
第八回河川整備基本方針検討小委員会(平成15年11月28日)	<阿武隈川水系、五ヶ瀬川水系、番匠川水系>
第九回河川整備基本方針検討小委員会(平成16年3月17日)	<石狩川水系>
第十回河川整備基本方針検討小委員会(平成16年3月30日)	<石狩川水系>
第十一回河川整備基本方針検討小委員会(平成16年4月16日)	<安倍川水系、芦田川水系、遠賀川水系>
第十二回河川整備基本方針検討小委員会(平成16年5月11日)	<安倍川水系、芦田川水系、遠賀川水系>
第十三回河川整備基本方針検討小委員会(平成16年8月9日)	<高瀬川水系、子吉川水系>
第十四回河川整備基本方針検討小委員会(平成16年9月13日)	<高瀬川水系、子吉川水系>
第十五回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年3月29日)	<岩木川水系、鶴見川水系、庄内川水系>
第十六回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年4月12日)	<岩木川水系、鶴見川水系、庄内川水系>
第十七回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年9月7日)	<庄内川水系、沙流川水系、紀の川水系>
第十八回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年9月16日)	<常願寺川水系、吉野川水系>
第十九回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年9月22日)	<沙流川水系、紀の川水系>
第二十回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年9月26日)	<常願寺川水系、吉野川水系>
第二十一回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年10月3日)	<利根川水系、淀川水系>
第二十二回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年10月12日)	<利根川水系、淀川水系>
第二十三回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年10月31日)	<後志利別川水系、菊川水系、大分川水系>
第二十四回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年11月9日)	<利根川水系>
第二十五回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年11月14日)	<後志利別川水系、菊川水系、大分川水系>
第二十六回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年11月25日)	<鳴瀬川水系、九頭竜川水系、高津川水系>
第二十七回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年11月30日)	<淀川水系>
第二十八回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年12月6日)	<利根川水系>
第二十九回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年12月12日)	<鳴瀬川水系、九頭竜川水系、高津川水系>
第三十回河川整備基本方針検討小委員会(平成17年12月19日)	<利根川水系>
第三十一回河川整備基本方針検討小委員会(平成18年1月20日)	<那珂川水系、那賀川水系、松浦川水系>

注：赤字は審議中の水系

(3) 「河川整備基本方針」のイメージ

「河川整備基本方針」骨子の例

< 河川整備基本方針：具体的な記載内容 >

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

流域及び河川の一般的な概要(幹川流路延長、流域面積、土地利用、地質、降雨量 など)
河川整備の対応方針を定める上で考慮すべき流域や河川の背景(特徴と課題)
自然環境、水害の歴史、治水事業の沿革、河川水の利用状況、水質、河川の利用状況など

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生の防止又は軽減

計画規模の洪水を安全に流下させる河川改修などの方針
河川工事の方針、維持管理の方針、被害軽減のためのソフト対策の方針
超過洪水等への対応など

イ 河川の適正な利用及び流水の適正な機能の維持

適正な水利用や流水の正常な機能の維持を図るための方針
渇水調整等のソフト対策の方針など

ウ 河川環境の整備と保全

自然環境、景観、水質、河川利用等の方針など

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備方針の具体事例

参考資料編【芦田川水系河川整備基本方針(案)】

< 検討における基礎的な資料の例 >

基本高水等に関する資料

1. 流域の概要
2. 治水事業の経緯
3. 既往洪水の概要
4. 基本高水の検討
5. 高水処理計画
6. 計画高水流量
7. 河道計画

流水の正常な機能を維持する ため必要な流量に関する資料

1. 流域の概要
2. 水利用の現況
3. 水需要の動向
4. 河川流況
5. 河川水質の推移
6. 流水の正常な機能を維持するため必要な流量の検討

流域及び河川の概要

1. 流域の自然状況
2. 流域及び河川の自然環境
3. 流域の社会状況
4. 水害と治水事業の沿革
5. 水利用の現状
6. 河川流況と水質
7. 河川空間の利用状況
8. 河道特性
9. 河川管理

「河川整備基本方針」に関するQ&A

Q1：河川整備基本方針はどのようにして策定されるの？

A1：河川法第16条において、河川管理者は、河川整備についての基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）を定めることとなっています。

旭川などの一級水系の場合は、**国土交通大臣が**、あらかじめ、社会資本整備審議会（河川整備基本方針検討小委員会）の意見を聴いて定めることとなっています。

< 河川法第16条の抜粋 >

河川整備基本方針

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

- 2** 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
- 3** 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 4** 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

河川整備計画

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 2** 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3** 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要であると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4** 河川管理者は、前項に規定する場合において必要であると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5** 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

Q2：旭川の河川整備基本方針の策定作業はどこまで進んでいるの？

A2：現在、社会資本整備審議会における審議の準備段階で、平成18年度を目途に策定される予定です。

Q3：河川整備基本方針の策定時には関係住民の意見は聴かないの？

A3：河川整備基本方針は長期的な観点から治水安全度等について国土全体のバランスを考慮しながら、基本高水や計画高水等の専門的な事項を科学的・客観的に定めるものです。

このため、河川法では河川整備基本方針の策定には、関係住民の意見反映のための手続を義務づけていません。

Q4：河川整備基本方針の対象範囲及び目標期間は？

A4：河川整備基本方針は、水系全体を対象範囲に、達成すべき長期的な河川整備の目標を定めるものです。方針達成の目標期間については定めません。

なお、河川整備計画は、整備の目標期間（概ね20～30年）を定めるもので、具体整備のアクションプログラムに位置づけられます。

旭川水系では、国土交通省直轄区間と、岡山県管理区間の区間毎に河川整備計画を策定します。

（3つのエリア毎）

中流エリア（岡山県管理区間）については、平成14年に河川整備計画が策定されています。



中流エリアの河川整備計画の内容

参考資料編【旭川中流域ブロック河川整備計画】

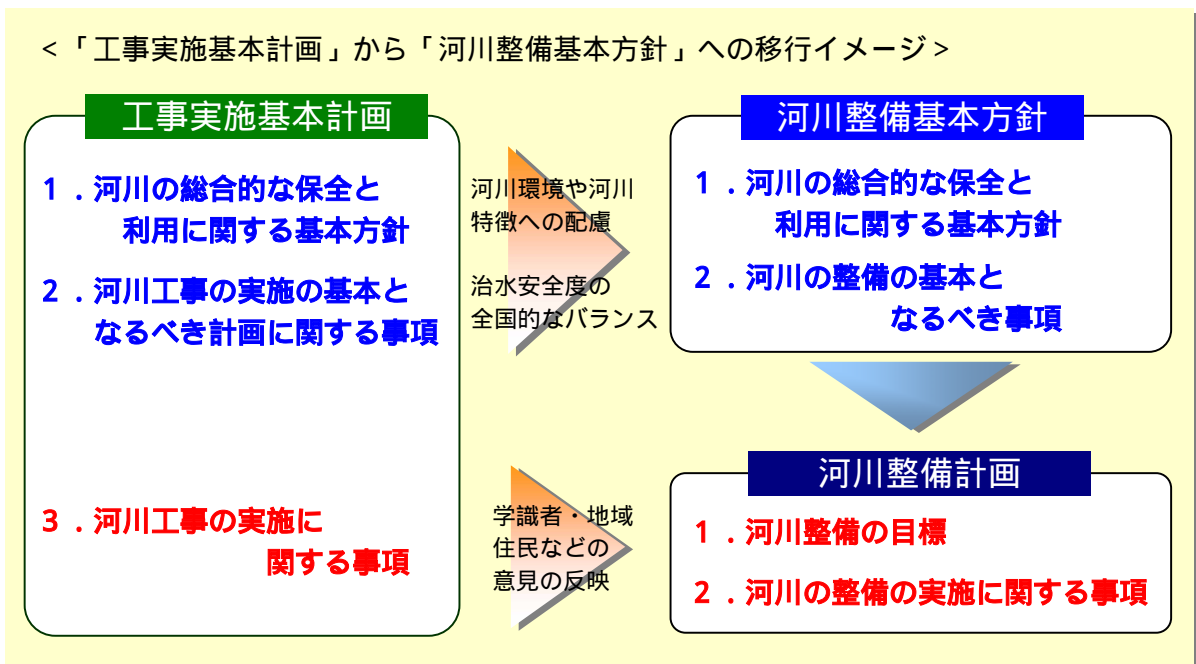
Q5：従来の「工事実施基本計画」と「河川整備基本方針」の関係はどうなるの？

A5：「工事実施基本計画」における**方針的な部分**と、**河川整備の基本となる事項**（基本高水・洪水配分等）が、「河川整備基本方針」へ移行されます。その際、河川環境の整備と保全の観点を踏まえるとともに、治水安全度の全国的なバランスや河川毎の特徴などを考慮し、見直しを図られます。

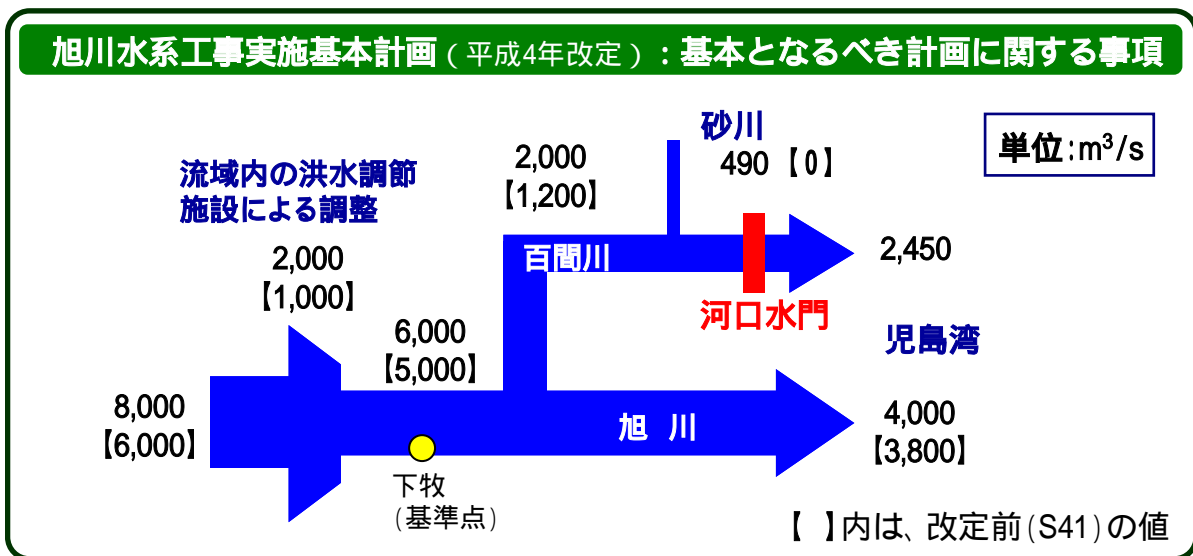
また、「工事実施基本計画」における**工事に関する事項**が、「河川整備計画」へ移行されます。その際、目標年次（概ね20～30年）での具体的な整備計画に対し、学識者・地域住民・地方公共団体の長の意見を反映しつつ、見直しを図るものです。

なお、「河川整備計画」が策定されるまでは、現行の「工事実施基本計画」に基づき、河川整備や河川環境等の維持管理を行っていきます。

< 「工事実施基本計画」から「河川整備基本方針」への移行イメージ >



旭川水系工事実施基本計画（平成4年改定）：基本となるべき計画に関する事項



具体内容 参考資料編【旭川水系工事実施基本計画】

(4) 「河川整備計画」のイメージ

「河川整備計画」骨子の例

< 河川整備計画：具体的な記載内容 >

1. 河川整備計画の目標に関する事項

- ・ 河川整備計画の計画期間
- ・ 河川整備計画の対象区間
- ・ 河川整備の全体像が明らかになるよう目標を設定
- ・ 治水安全度のバランス等を考慮した対象洪水流量
- ・ 計画期間中に確保する正常流量
- ・ 河川環境の整備と保全の目標

* 河川の特성에応じて、構成内容等の工夫が必要。

* 関係住民等の理解と協力が得られるようわかりやすい記載が必要。

2. 河川の整備の実施に関する事項

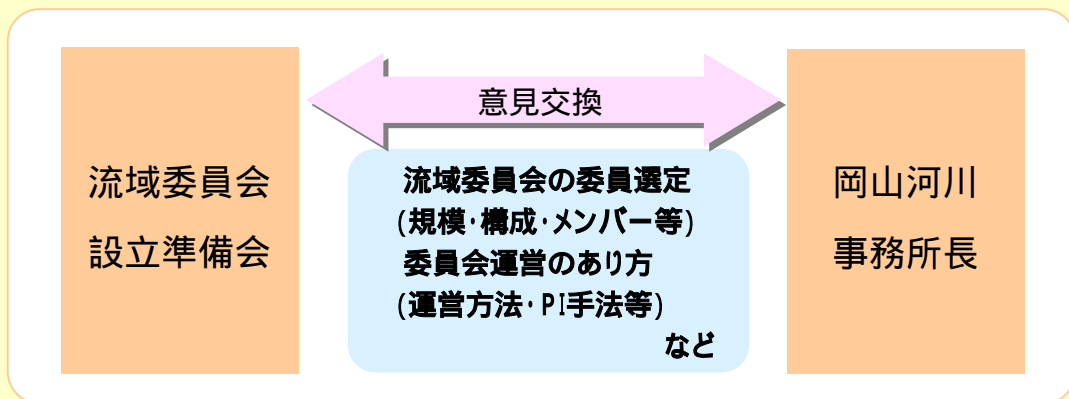
- ・ 河川工事や河川の維持の具体的な目的と実施内容（場所、規模、時期等）
- ・ 洪水調節施設整備の場合には、位置、施設規模等
- ・ 河川改修の場合には、区間、断面等
- ・ 内水対策の場合には、排水機場の位置、排水量等
- ・ 浄化対策の場合には、位置、施設規模等
- ・ 水辺空間整備の場合には、位置、整備内容等
- ・ 河川管理施設の高度化の場合には、整備箇所等
- ・ 維持管理の場合には、その実施内容、体制等
- ・ 水防活動等のソフト対策の場合には、その実施内容、体制等
- ・ 河川環境の整備と保全については、整備・保全する区域、断面、手法等
- ・ 環境教育の推進などソフト対策の場合には、その実施内容、体制等
- ・ 河川敷地の利用・占用については、区域、目的、その具体的な方針等
- ・ モニタリングの場合には、その実施内容等
- ・ 情報の共有や連携については、その実施内容等

具体的内容 参考資料編【番匠川水系河川整備計画（原案）概要版】
【旭川中流域ブロック河川整備計画】

流域委員会及び準備会の目的・役割等

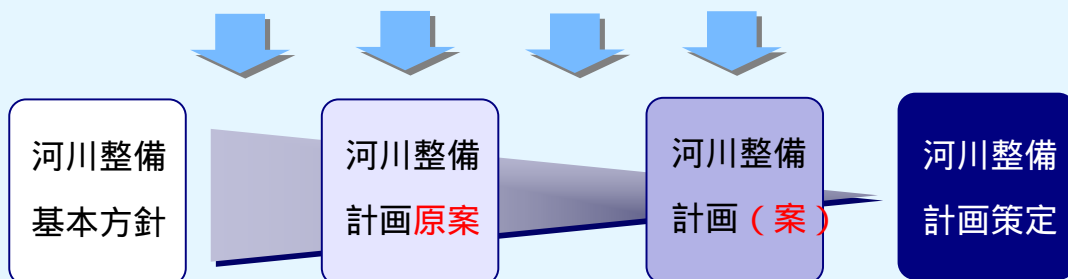
< 準備会の目的・役割等 >

旭川流域を取り巻く様々な背景、各種取り組み等の情報共有
 流域委員会メンバーの検討・選定
 流域委員会の設立趣旨、規約、運営方法等の検討
 専門分科会の必要性等の検討
 地域住民への広報手法・意見反映手法（P I手法）等の検討 など

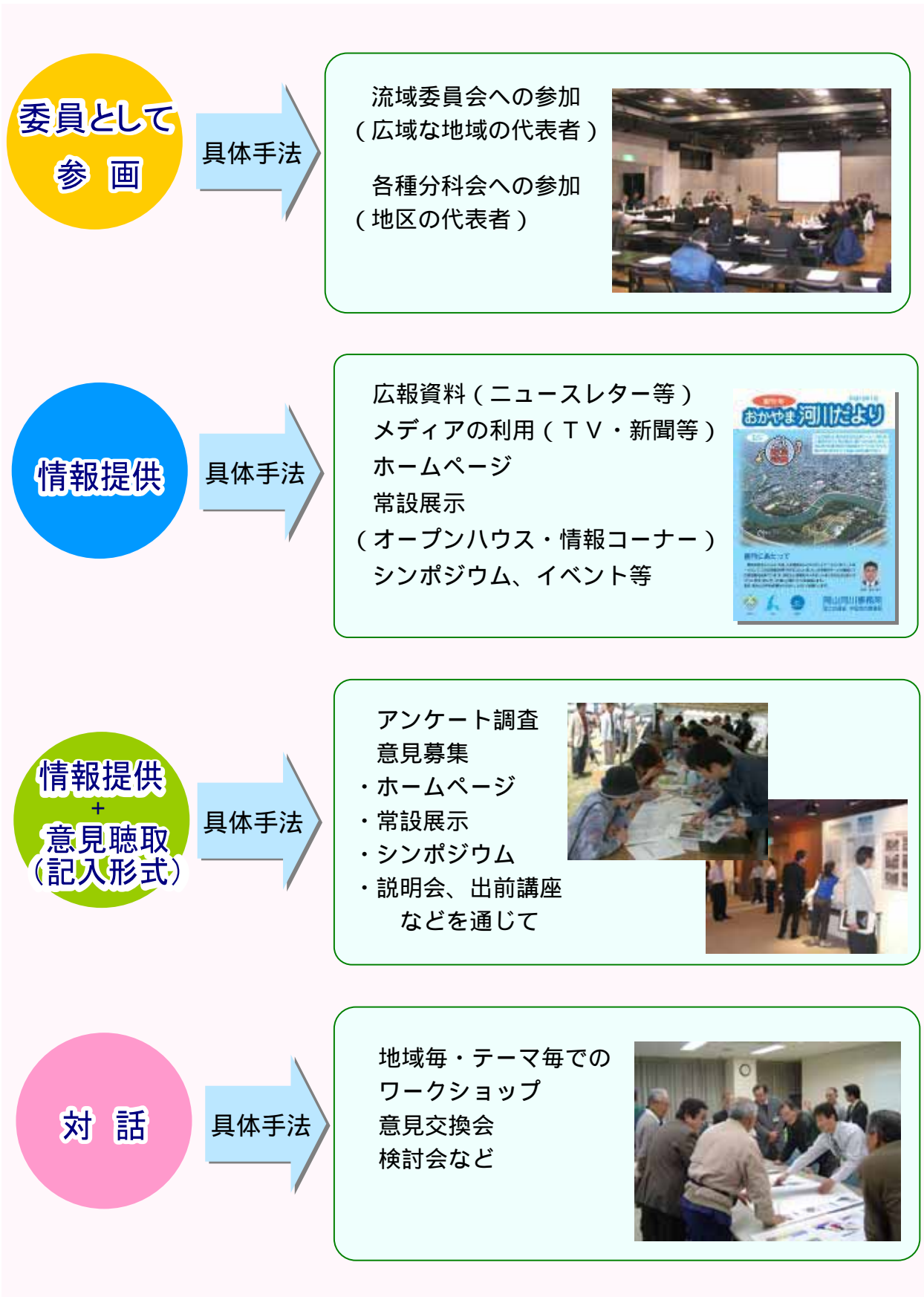


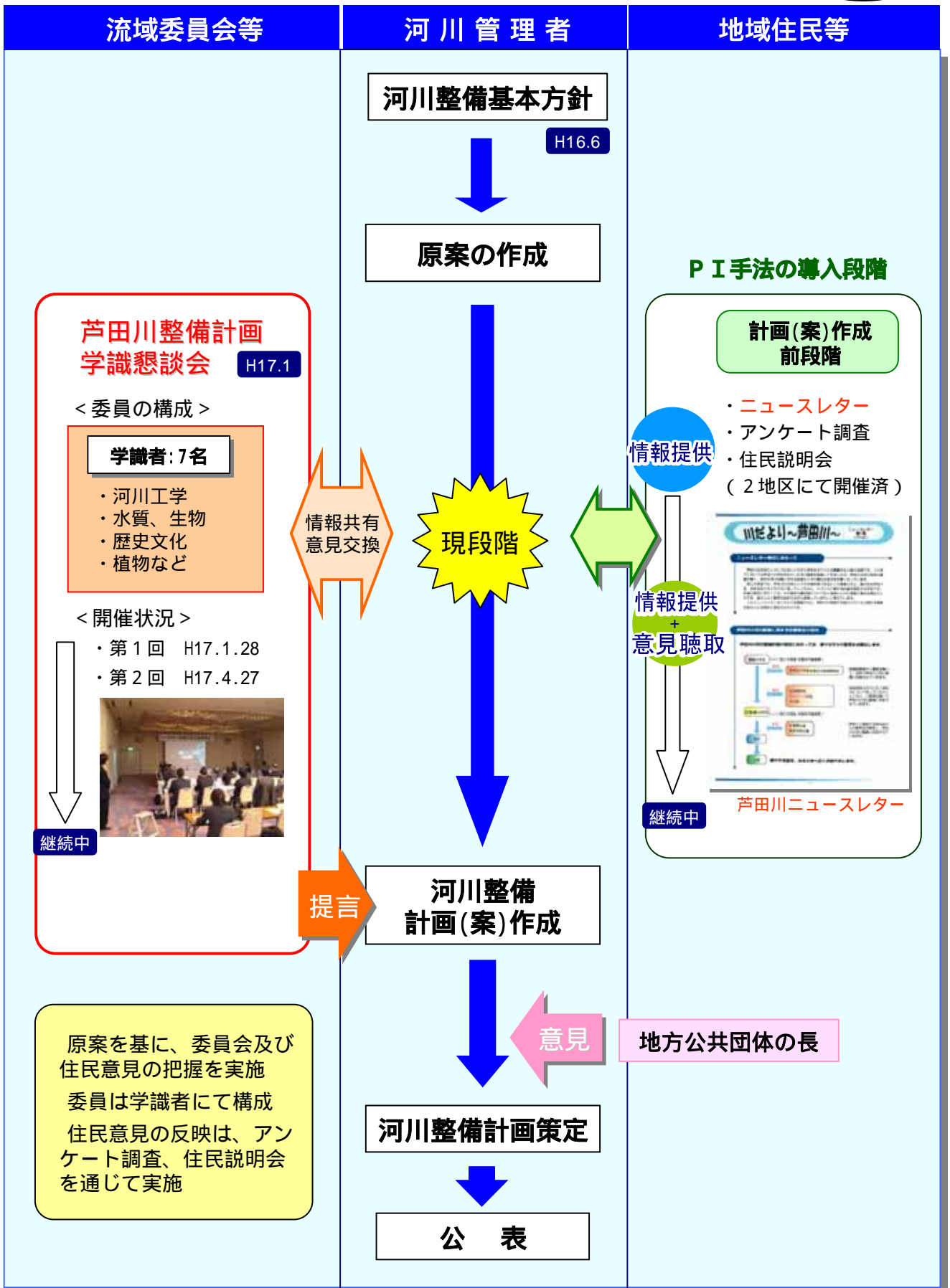
< 流域委員会の目的・役割等 >

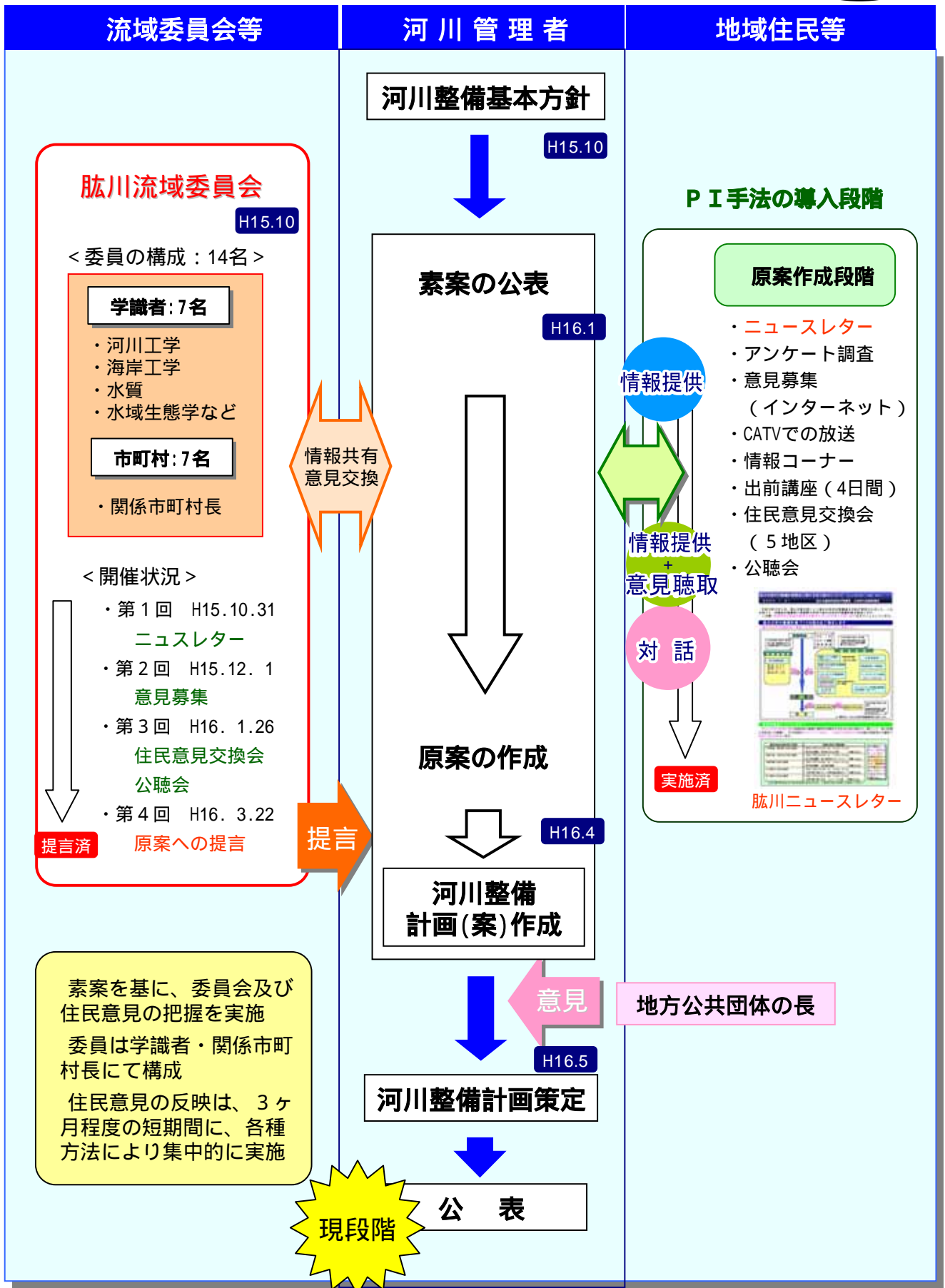
現況・問題点の把握、旭川のあるべき姿の共有
 河川整備のあり方の検討
 地域住民意見の聴取方法等（P I手法等）の提案
 地域住民意見、専門分科会からの提言等の把握
 「河川整備計画の**原案**」に対する意見
 「河川整備計画**（案）**」に対する意見
 事業実施のフォローアップにあたっての助言

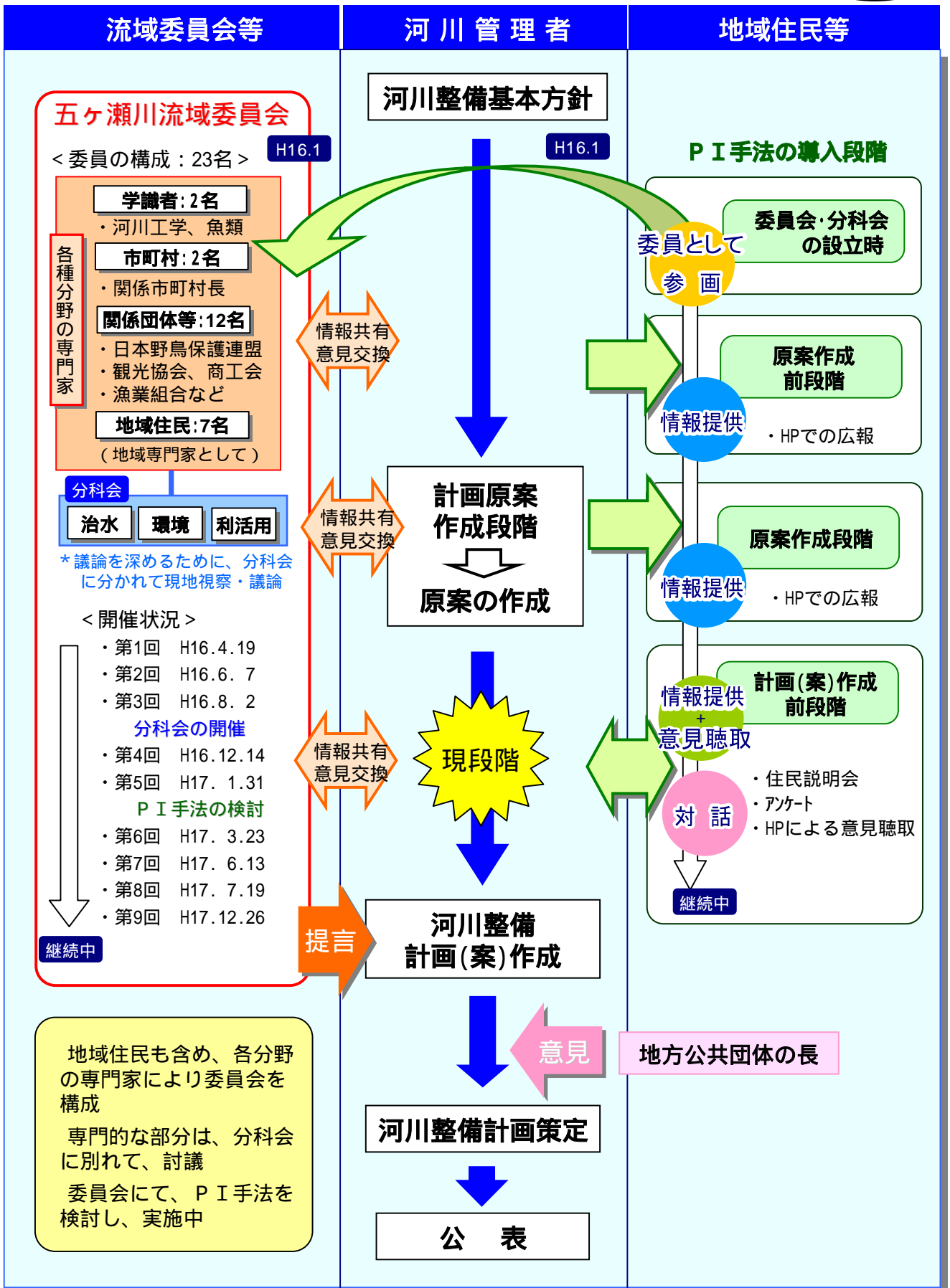


< 河川整備計画策定にて考えられる P I 手法の整理 >









流域委員会のメンバー構成等：事例一覧【整備基本方針策定済（西日本）】

平成18年1月現在（ホームページによる調査）

流域委員会の名称		準備委員会委員数（人）	流域委員会のメンバー構成等（単位：人）							分科会		備考			
			選定方法	委員数	準備会から移行	学識者	市町村（首長）	関係団体等	地域住民	公募委員（*無公募）	委員会内（同様メンバー）	委員会外（別途メンバー）	委員会設置（H年）	開催回数（回）	整備計画策定（H年）
中国	芦田川の今後を考える学識懇談会（事例1）	/	B	7	/	7	0	0	0	*	-	-	17	2	-
四国	肱川流域委員会（事例2）	/	B	14	/	7	7	0	0	*		-	15	4 終了	16
九州	五ヶ瀬川水系流域委員会（事例3）	/	B	23	/	2	2	12	7	*	-	-	16	9	-
	筑後川水系流域委員会	5	A	20	4	10	0	10	0	*	-		16	3	-
	本明川水系流域委員会	5	A	20	5	4	0	12	4	7	-	-	15	13 終了	17
	大野川流域委員会	/	B	13	/	6	0	7	0	*	-	-	12	5 終了	12
	大淀川水系流域委員会	5	A	37	/	4	2	25	6	11		-	15	14	-
	番匠川流域懇談会	/	B	8	/	4	0	4	0	*	-	-	14	7	-
近畿	由良川水系流域委員会	/	B	15	/	5	0	15	0	*	-	-	12	6 終了	15

- A 準備会議による選定を経た上で、河川管理者から委嘱
- B 河川管理者から直接委嘱

